

利用分量配当について Q & A

令和 7 年 6 月 27 日

Q. 「利用分量配当」とは何ですか？

A. 「利用分量配当」とは、組合員が信用組合の事業を利用していただいた分量に応じて行う配当金です。

組合員の皆様からお預かりするご預金に対してお支払した「預金利息等」と、ご融資に対してお支払いただいた「貸付金利息」を基準額にして、それぞれの配当割合に応じて計算します。

*一方、出資額に応じて行う配当は、出資配当です。

Q. なぜ導入したのですか？

A. 出資だけでなくご預金やご融資の利用料に応じた配当も合わせることで、バランスのとれた配当となるよう、中小企業等協同組合法の定めに基づいて、平成 28 年度（平成 29 年 7 月支払）分から導入しました。

このことにより、組合員の皆さまが当信用組合をたくさんご利用いただけるようになり、それが、当組合の経営の収益拡大につながり、その結果、利用分量配当で組合員の皆様に還元を行うことができるといった好循環となるよう、役職員一同努力していきたいと考えています。

Q. 配当割合（率）はどれだけですか？

A. 令和 6 年度（令和 7 年 7 月支払）分は、前年度と同様、出資配当が年 4 %、利用分量配当が「預金利息等」、「貸付金利息」とも 100 円につき 5 円の割合です。

Q. 配当金の総額はいくらですか？

A. 出資配当及び利用分量配当合わせて令和 6 年度（令和 7 年 7 月支払）分は、1,210 万円余です。

Q. 配当金の支払いはどのようにされるのですか？

A. 7月中旬を目途に、皆様の当信用組合普通預金にご入金いたします。

Q. 配当額や明細などはどうしたら分かりますか？

A. 「配当金支払通知書」をお送りしますので、ご確認ください。

この通知書は、出資配当、利用分量配当の預金利息等、貸付利息の区分ごとに、基準額、配当割合、配当金、税金、差引配当額の詳細を明示するとともに税引後の配当金合計額を明示する表形式の帳票となっています。

また、ここには、出資配当の説明、利用分量配当の説明、税金の取扱の説明も記載しています。

Q. 配当金の税金の取扱いはどうなりますか？

A. 出資配当金には、国税 20.42%です。

個人の場合、利用分量配当金の預金利息等には、国税 15.315%、地方税 5%の合計 20.315%です。貸付金利息には、ご利用者が支払った利息の還付との考え方から非課税となります。